

生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) について

生物多様性条約COP10/MOP5概要

生物多様性条約 [事務局] モントリオール(カナダ)

- 【概要】**ラムサール条約、ワシントン条約などの特定の地域・種の保全の取組だけでは生物多様性の保全は図れないとの認識から、包括的な枠組として提案。
条約採択までの交渉で、途上国の主張により、各国は自国の天然資源に主権的権利を有することが認められ、遺伝資源から生ずる利益配分に関する目的が組込まれた。
- 【締約国】**190カ国及び欧州委員会(21年3月現在) 遺伝資源利用国の米は未締結。
- 【目的】**生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、
遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分(ABS)
- 【国内の取組】**農林水産省生物多様性戦略(H19.7)
第3次生物多様性国家戦略(H19.11)、生物多様性基本法(H20.6)
- 【2010年】**「締約国は2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」目標年であるとともに、国連の定めた国際生物多様性年でもあるという節目の年。

生物多様性条約の経緯

- H4.6 環境と開発に関する国連会議(UNCED)
[リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)]
気候変動枠組条約とともに署名開放
我が国署名
- H5.5 我が国受諾
H5.12 条約発効
- H6.11～12 COP1[ナッソー(バハマ)]
H7.11 COP2[ジャカルタ(インドネシア)]
H8.11 COP3[ブエノス・アイレス(アルゼンチン)]
H10.5 COP4[ブラチスラバ(スロヴァキア)]
H12.5 COP5[ナイロビ(ケニア)]
H14.4 COP6[ハーグ(オランダ)]
H16.2 COP7[クアラルンプール(マレーシア)]
H18.3 COP8[クリチバ(ブラジル)]
H20.5 COP9[ボン(ドイツ)]

カルタヘナ議定書 [事務局] モントリオール(カナダ)

- 【概要】**生物多様性の保全及び持続可能な利用等に及ぼす可能性のある悪影響を防止するため、遺伝子組換え生物(LMO)等の輸出入や利用等に際し講じるべき措置を規定。
- 【締約国】**155カ国及びEC(21年3月現在)。米、加、豪、アルゼンチン等、遺伝子組換え作物の主要生産国は非締約国で、議決権なし。
- 【国内法】**遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(財務、文科、厚労、農水、経産、環境)

カルタヘナ議定書の経緯

- H12.1 議定書採択
H15.9 議定書発効
H15.11 我が国締結
H16.2 我が国発効、国内法施行
H16.2 MOP1(クアラルンプール)
H17.5～6 MOP2(モントリオール)
H18.3 MOP3(クリチバ)
H20.5 MOP4(ボン)

愛知県名古屋市で開催が決定 (約190の国と地域から総計7千名強が参加見込み)

カルタヘナ議定書MOP5
2010年10月11日(月)～15日(金)

生物多様性条約COP10 2010年10月18日(月)～29日(金)
ハイレベル閣僚級会合 2010年10月27日(月)～29日(金)

遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）への対応

生物多様性条約

【第1条（目的）】

- ・ 生物多様性の保全
- ・ 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ・ 遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分
(ABS: Access and Benefit Sharing)

【第15条（遺伝資源の取得の機会）】

- ・ 各国は自国の天然資源に対し主権的権利を有すること
- ・ 遺伝資源取得の際には、相手国の事前の合意を取得すること 等

経緯及び今後の予定

- H14. 4 COP6（ハーク）にてボン・ガイドラインを採択
- H15. 1 WG2 国際的枠組みの構築に関する議論を開始
(H20. 1のWG6まで5回のWGを開催するもまとまらず)
- H20. 6 COP9（ボン）にて今後の作業日程を決定
- H21. 4 WG7（ハリ）、H21. 11WG8（マレーシア）、H22. 3 WG9（未定）
- H22. 10 第10回締約国会議（名古屋）

わが国の考え方と対応方向

- 遺伝資源提供国による国内法の制定、提供者と利用者による契約の締結などを内容とするボン・ガイドラインの履行により、公正かつ衡平な利益配分の達成は可能。
- 枠組の検討に当たっては、必ずしも法的拘束力にこだわることなく、実効性・柔軟性のある、費用対効果の高いものとする必要がある。
また、特許出願時の原産地開示義務など、わが国に不利な枠組とならないよう交渉。

多数派(途上国、遺伝資源提供国)の主張

- 事前の合意のない遺伝資源の国外への持ち出しの防止や確実な利益配分のためには、法的拘束力のないボン・ガイドラインでは不十分であり、法的拘束力を持つ国際的な枠組みが必要。
- また、確実な利益配分のため、特許出願に際し原産地開示をすることなどを要求。
⇒遺伝資源へのアクセス及び利用が制限されるおそれ。

各国のポジション

<日本、カナダ、豪、NZなど>
提供者と利用者間での契約の遵守で十分

<EU>
実効性のある枠組構築に前向き

<途上国（中国、インド、ブラジル、アフリカ諸国など）>
確実な利益配分のため、法的枠組みが必要

- どのようなものを対象とするかなどについては、今後の作業部会で議論。
- 当省としては、遺伝資源の取得・利用への悪影響が無いよう、議論に積極的に参加。
- COP10のホスト国としての立場にも留意する必要。

カルタヘナ議定書「責任と救済」

背景

【カルタヘナ議定書第27条】

・遺伝子組換え生物等の国境を越える移動から生じる損害についての責任と救済に関する国際的なルールについてMOP4 (H20.5) までに作成することとされていたが、決着せず。
→議定書策定交渉当時から紛糾した論点

【MOP4での合意】

・共同議長フレンズ会合を開催し、MOP5で報告
・法的拘束力ある文書と民事責任に関するガイドラインに関する文書の作成に向けて交渉を続行

共同議長フレンズ会合

【共同議長】オランダ出身とコロンビア出身の2名
【参加国】バングラデシュ、中国、インド、マレーシア、パラオ、フィリピン（アジア太平洋6カ国）、EU2カ国、中央及び東ヨーロッパ2カ国、アフリカ6カ国、ラ米・カリブ地域6カ国、NZ、ノルウェー、スイス、日本（合計26カ国）

責任と救済に関する議論の概要

カルタヘナ議定書の補足議定書

- 対象となる損害の定義
- 損害が発生した場合に関係者がとるべき措置
- 事業者の定義
- 事業者の責務に関する免責・緩和規定
- 民事責任に関する規定

民事責任に関するガイドライン (途上国側が策定を強く主張)

- 【遺伝子組換え生物による損害が発生した場合の民事責任に関するガイドライン。】
※前回共同議長フレンズ会合(21年2月)では議論せず
- 損害の定義、事業者の定義
 - 責任の性質（厳格責任/過失責任）
 - 事業者の責務に関する免責・緩和規定

その他

- 追加的かつ補完的な補償措置
- 補完的な能力開発措置

食料の国際取引や技術開発への影響等も予見しつつ、科学的根拠に基づく実効的な制度とすべく、対処。

2008.5
MOP4 (ボン)

2009.2 (メキシコ)
議長フレンズ会合

2010.2 (マレーシア)
議長フレンズ会合

2010.10 (名古屋)
MOP5

議定書非締約国

<米国、カナダ、アルゼンチン>

遺伝子組換え生物等の主要生産国。ルール作成に関し消極的。議決権なし。

議定書締約国

<日本、NZ>

利用実態にも配慮した現実的な対応を主張。

<EU>

遺伝子組換え生物等に関して生産国かつ輸入国。ルール作成に関し前向き。

<途上国>

特にアフリカ諸国等、遺伝子組換え生物に関する厳しいルールを主張。人健康への影響や、遺伝子組換え生物由来の製品まで幅広くカバーすべき旨主張。